

第二次環境基本計画見直しにかかる

中央環境審議会総合政策部会と各種団体との意見交換会

資料 1 - 9 関連資料 (※)

(主に基盤整備関連)

(団体)	(頁)
第9回	
・独立行政法人 国立環境研究所	1
・独立行政法人 環境再生保全機構	3
・日本学術会議	1 1
・社団法人 環境科学会	1 3
・環境アセスメント学会	1 5

(※) 意見交換に際し団体から提出頂いた資料（パンフレット等一部資料は除く）

2005年9月16日

環境基本計画に関する中央環境審議会総合政策部会と各種団体との意見交換会

主に科学技術研究面からの意見陳述

独立行政法人 国立環境研究所 理事 西岡秀三

1. 環境施策のベースとして科学技術を基本計画に強く位置づける

- ・環境は人間活動と自然環境の相互関係である。両者に関する深い知識をベースにした両者の相互関係に関する科学技術研究推進は環境施策の基盤である。
- ・これまでも科学技術の進歩が、水俣病の原因追及、オゾン層の破壊、温暖化の進行と予測など、相互関係の変化の検出と予測、国民の安全・安心のための危険レベルの設定・環境基準づくり、などに寄与、環境施策のベースとしてこれまで大きく貢献してきた。
- ・特に最近は科学的発見が、世界の政策に直結している時代である。「危機の認識」「危険の評価」のための「科学」(社会科学も含む)の重要性が高まっている(例:温暖化の検出、モデル予測)。科学がエネルギー政策に直接関与するようになった。

2. 一方で科学技術の限界を認識しての予防的環境リスク管理施策をとるべき

- ・科学技術は万能ではない。事実の確認には時間がかかる。
- ・しかるに、人間活動の拡大で環境の危険が予測される。
- ・環境認識における科学の限界:複雑な環境問題には多くの科学的不確実性がある。研究資源を投入して不確実性減少に力を入れると平行して、リスク管理の観点から安全側の施策、予防原則をとるべきである。
- ・解決手段としての技術の不確かさ、暴走の可能性を十分にふまえた施策選択がのぞまる。
- ・環境資源の不可逆性、潜在的な変化が現れ、認識され、それに社会と自然が対応するまでの大きい慣性の存在(間に合わない)、といった環境の性格をふまえ、リスク管理の観点から安全側の施策、予防原則をとる。
- ・研究所の研究姿勢:みのがさない、あわてない、放置しない

3. Science and Technology for Sustainability(持続可能型社会のための科学技術)主導

- ・ヨハネスブルグサミットを機に、これまでの科学技術が果たして真に人類の福祉向上に向けて展開してきたか、格差縮小を進めてきたかという疑問。今後の科学技術はすべからく、人類社会の持続性に向けて投入する努力をすべきという主張
- ・今は全面的技術展開の時代だが、あえて技術依存社会の行く末を予測し、持続型社会のための科学技術展開の方向をだす。

- ・環境の質だけでなく、資源・エネルギーを含めた環境資源全体の管理へ目を向ける必要
- ・持続可能性の科学は、分散型、地域依存科学(Place-based Science)であり、参加型科学(Participatory approach)とされる。それぞれの場所に住む人が、それぞれの環境をそれぞれが参加してつくることで、全体の環境が保てる。
- ・そういう意味からも、地域・地方の環境研究を充実の必要。
- ・世界的な環境協力においても、途上国で環境問題が自分たちの問題であること、自分たちで解決出来ることを、自分たちの力で認識しなければ Global Participation は出来ない。ODA などはこうした意味での研究協力・研究能力構築に多くを費やしてもらいたい。

4. 長期ビジョンとロードマップから今の一歩を基本計画へ

- ・遠くを見据えれば、21世紀には環境が社会を変える大きな要因である。環境基本計画はこのことを強く打ち出し、耳に痛いことも訴えるべき。長期にはその方が国民の福祉に有効。
- ・例:低炭素型社会:温暖化防止にはいずれ GHG 半減。日本は今から 60-80%削減? どのような社会がどんなものか。科学技術だけでは達成出来ない。大きな社会変革が環境の面から要求されていることをはっきり国民に示すべき。そのことにより、今後あるべき産業の方向を示すこととなる。
- ・長期ビジョンからのバックキャストで、ロードマップづくり、今の状況からその方向に向かつてどう踏み出すか、今後 10 年はどのようなことをやっておくべきかの実効性のある基本計画作り。

全体的要望:人類生存のカギを握るのは環境、すなわち自然と人間活動のせめぎ合いと協調であることをしっかりとハラに据えて、短期の利害に左右されない、日本の生き方を示す骨太の計画であって頂きたい。



独立行政法人環境再生保全機構の業務展開等について

独立行政法人環境再生保全機構は、公害健康被害補償予防協会（以下「公健協会」という。）が実施してきた公害健康被害補償予防業務と環境事業団（以下「事業団」という。）が実施してきた地球環境基金事業、P C B 廃棄物処理基金助成事業などを承継し、平成16年4月1日に設立されました。

1 機構の目的及び業務内容について

（1） 機構の目的

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としています。

（2） 機構の業務内容

機構は、機構法に基づき機構の目的を達成するため、機構が有する能力等を發揮し、環境分野の政策実施機関として、その役割と責任を果たすため、次の業務を行っています。

- ① 大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償業務（公害健康被害補償業務）
- ② 大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業に係る業務（公害健康被害予防事業）
- ③ 日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成業務並びに民間環境保全活動の振興に必要な調査研究等に関する業務（地球環境基金事業）
- ④ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の助成等の業務（P C B 廃棄物処理助成事業）
- ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の五第3項に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用の管理業務（最終処分場維持管理積立金管理業務）
- ⑥ 既に着手されていた建設譲渡事業（建設譲渡事業）
- ⑦ 建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理及び回収業務（債権管理・回収業務）
- ⑧ 上記に規定する業務のほか、業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと

2 機構業務の推進と今後の展開

機構は、環境省が定める中期目標を達成するため、機構が定めた中期計画に基づき、機構業務を取り巻く現在の状況を的確に把握し、ニーズにあった業務を着実に推進し、国民へのサービスの向上を図ってまいります。



(1) 今後の業務展開

機構は、環境省の政策実施機関としての唯一の独立行政法人であり、機構が旧公健協会、旧事業団から承継した業務について、今後以下のような展開をしていきたいと考えています。

① 公害健康被害補償予防業務の運営において、全国156商工会議所を通じ、汚染負荷量賦課金の徴収を行っていますが、今後は、汚染負荷量賦課金の徴収・納付業務だけでなく、この商工会議所等のネットワークを活用した事業の展開が可能か検討していきたいと考えています。

また、大気汚染と健康被害や大気汚染改善対策に関する資料や情報を蓄積しており、これらを一層活用してまいります。

② 国内及び開発途上地域において環境保全活動を行うNGO、NPOなどの民間活動への助成や研修などを通じ、環境保全活動への支援等を行っています。今後とも環境保全活動に対して引き続き支援していくとともに、地域で環境保全に関するノウハウをもった人材を活用していきたいと考えています。

③ 大気汚染対策及び地球温暖化対策として実施してきた緑地の整備は、現在実施中の事業をもって終了する予定です。大気汚染や地球温暖化に有効な緑地の整備で培ったノウハウや技術は、本事業の終了により散逸しないよう、これらの活用の場を検討していきたいと考えています。

これらの展開に加え、個々の業務遂行で得られたノウハウや技術又はネットワークを事業相互間で利用又は活用し、相加的な効果をあげていく必要があります。

(2) 環境政策実施機関としての業務展開

「第三次環境基本計画策定に向けた中間取りまとめ」において、環境、経済、社会の関係や現在の時代状況を踏まえ、また国際社会における動向も注視し、持続可能な社会の構築に向けて実効ある取組を進めて行く必要があるとされていますが、機構の業務との関連で、

① 世界的にも例をみない公害健康被害補償予防制度の運営を踏まえ、環境と健康に関わる制度の運営、大気汚染による健康被害が発生している諸外国への健康被害の予防、大気汚染対策に関する知見や情報の提供

② 環境保全活動を行うNGO、NPOなどの人材を核に、地方公共団体・企業とパートナーシップを通じて地域における幅広い環境保全活動の展開・支援や諸外国における環境保全活動への活用支援

③ 公害防止施設の整備や緑地の整備などで蓄積した技術の開発途上国等への移転等の国際協力

などに取り組んでいく必要があると思料いたします。

今後、環境省が策定する諸政策の中で、環境分野の政策実施機関である機構が、これらについて直接、或いは地方公共団体や環境分野の他の機関と連携し、取り組んでいくことができるのではないかと考えています。



<中間取りまとめと関連する項目>

三の4. 国、地方公共団体、国民の新たな役割と参加・協働の推進

三の5. 国際的な戦略を持った取組の強化

四の3. 個別的分野：①「地球温暖化対策」、③「都市における良好な大気環境の確保に関する取組」

四の4. 横断的分野：領域を横断した取組や政策手段に着目した分野⑧「環境保全の
人づくり・地域づくりの推進」など

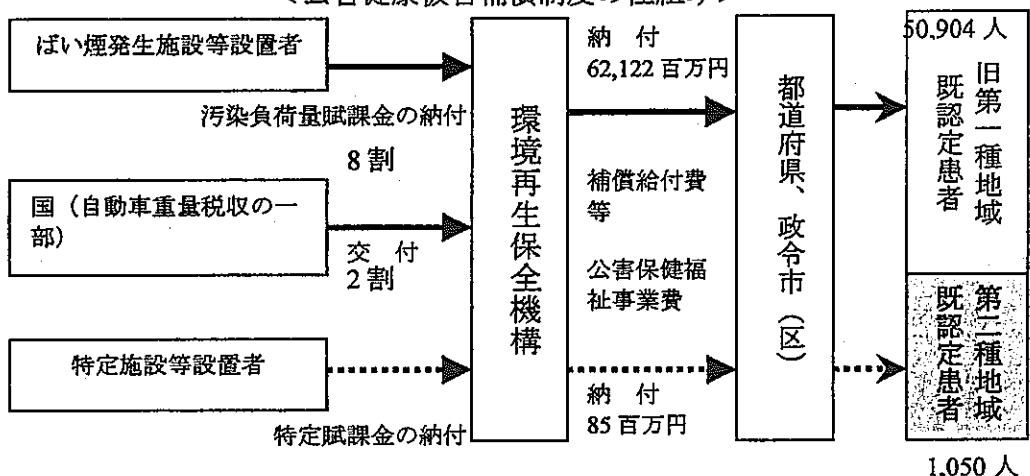
環境再生保全機構業務の概要

* 金額、人数等は平成 17 年 3 月 31 日現在

① 公害健康被害補償業務

公害健康被害補償制度における補償給付に必要な費用の一部（汚染負荷量賦課金、特定賦課金）をばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者から徴収し、それを公害に係る健康被害発生地域の県、市、区へ納付しています（健康被害者への支給は県、市、区が行う）。

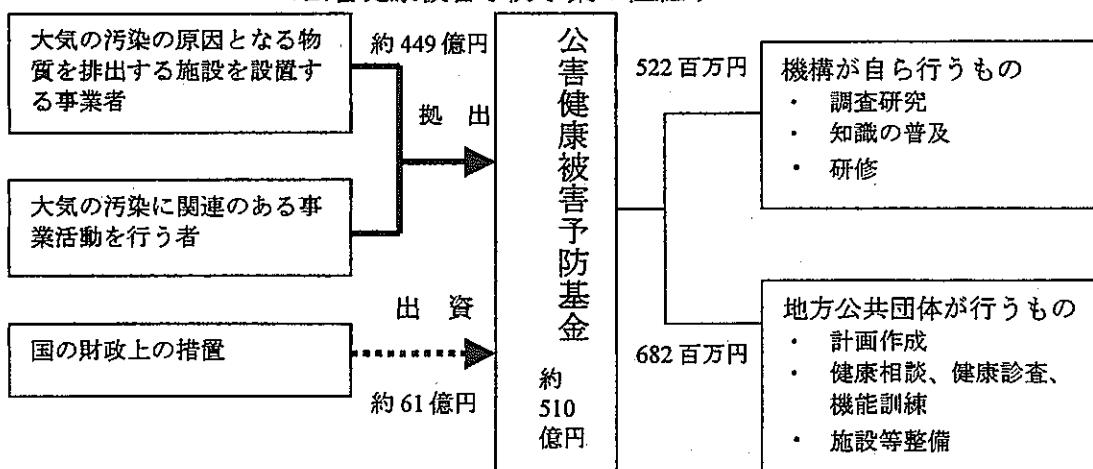
<公害健康被害補償制度の仕組み>



② 公害健康被害予防事業

大気汚染の影響による健康被害を予防するため、大気汚染の原因者である事業者等から拠出された拠出金と国からの出資金による基金（約 510 億円：公害健康被害予防基金）の運用益により、調査研究、知識の普及及び研修事業（直轄事業）と地方公共団体が行う事業への助成（助成事業）を行っています。

<公害健康被害予防事業の仕組み>

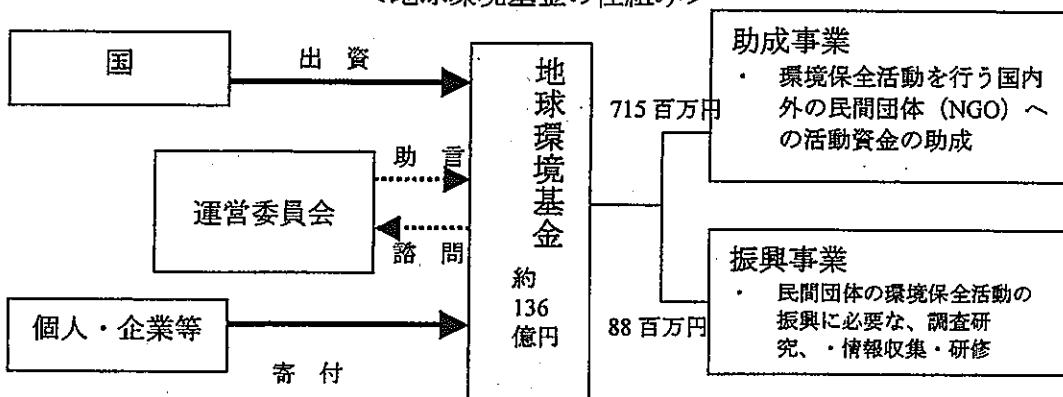


③ 地球環境基金事業

国の出資金と民間からの寄付金によって造成された基金（地球環境基金）の運用益と国からの運営費交付金により、開発途上地域や日本国内で環境保全に取り組む世界中の民間団体（N G O、N P O）の活動を支援するため、これら

団体が行う助成事業とその活動を振興するための調査研究や人材育成研修、情報提供等（振興事業）を行っています。

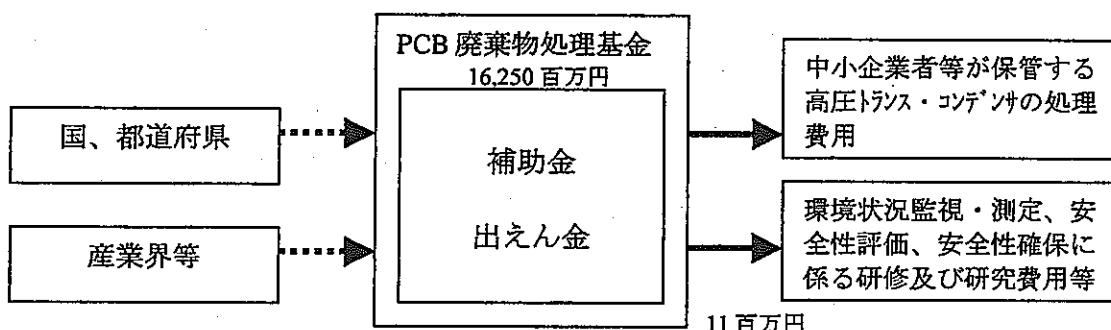
<地球環境基金の仕組み>



④ PCB廃棄物処理基金助成事業

国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金からなるPCB廃棄物処理基金により、環境大臣が指定した処理業者に対し、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用の軽減及びPCB廃棄物処理の研究・研修等の促進を目的に助成を行っています。

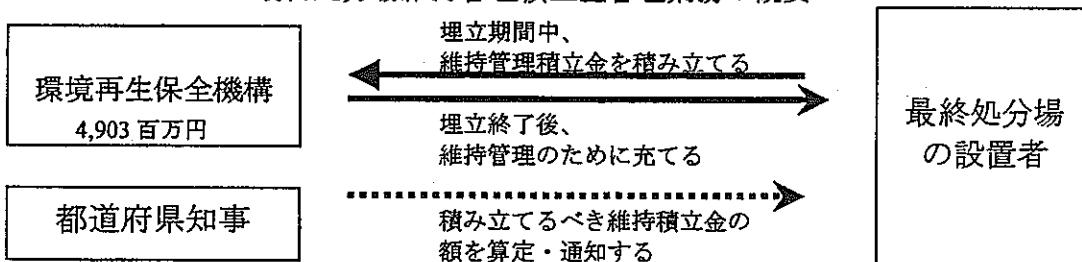
<PCB廃棄物処理基金の仕組み>



⑤ 最終処分場維持管理積立金管理業務

特定廃棄物最終処分場の設置者が、処分場の埋立終了後その適正な維持管理に必要となる費用を埋立期間中に積み立て、機構がこれを管理する業務です。

<最終処分場維持管理積立金管理業務の概要>



⑥ 建設譲渡事業

環境保全対策等に資する緑地を計画する地方公共団体からの申込みを受け、多様な要望を実現するためオーダーメイド方式で設計・建設して譲渡する事業で、既に着手されている共同福利施設、大気汚染対策緑地、地球温暖化対策緑地を整備し、地方公共団体に譲渡する業務です。



平成16年度に共同福利施設（和歌山地区）、地球温暖化対策緑地（山形地区、富山地区）の3施設の整備を終了し、大気汚染対策緑地（富士地区）の整備をもって完了する予定です。

⑦ 債権管理・回収業務

設置又は譲渡された施設等の割賦金債権又は貸付債権の管理及び回収を行う業務です。

⑧ 環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修業務

①から⑦に規定する業務に支障のない範囲で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行う業務です。

中央環境審議会総合政策部会との意見交換に係る補足について

1. 機構における業務決定メカニズムについて

(1) 機構設立の背景

独立行政法人への移行については、「特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、「廃止又は民営化できない事業であって、国の関与の必要性が高く、採算性が低く、業務実施における裁量の余地が認められる事業を行う法人は、事業の徹底した見直しを行った上で、原則として、独立行政法人通則法及び個別法に基づき「独立行政法人」化する。」とされ、平成16年4月1日に旧公健協会の全ての業務と旧事業団の一部の業務を承継した独立行政法人環境再生保全機構が設立されました。

(2) 独立行政法人制度

独立行政法人は、業務運営の基本となる独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び法人の名称、目的、業務の範囲を定める個別法（当機関の場合は、独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号））により、独立行政法人制度の枠組みの中で当該法人が行う事務・事業を確実に実施することとなります。

独立行政法人における業務目標の決定過程及び業務実績評価は、通則法に基づき、次のように定められています。

① 業務決定及び業績評価メカニズム

- | | | |
|---------|----------------|--|
| ◎中期目標 | （通則法第29条） | 主務大臣は、機構が達成すべき業務運営に関する目標を定め、機構に指示 |
| ◎中期計画 | （通則法第30条） | 機構は、中期目標を達成するための計画を作成し、主務大臣の認可を受ける（認可の際、独立行政法人評価委員会の意見を聴取） |
| ◎年度計画 | （通則法第31条） | 毎事業年度の開始前に、その事業年度の業務運営に関する計画を定め、主務大臣に届け出 |
| ◎業務実績評価 | （通則法第32条、第33条） | 機構は、毎事業年度及び中期目標期間における業務実績報告書を作成し、独立行政法人評価委員会が評価 |

② 機構の業務の方針

上記メカニズムに基づき、機構は、主務大臣の認可を受け、平成16年4月1日に中期計画を定めました。また、毎年度、機構は年度計画を作成し、この年度計画を達成するよう業務を遂行しています。

中期計画の概要は、別紙のとおりですが、機構は、機構法に定められた目的及び業務を確実に実施していくことを基本とし、さらに機構の有する能力等の有効活用を図り、環境分野の政策実施機関として責任と役割を果たすため、業務に支障のない範囲内で調査研究や情報提供などを行っていくこととしています。

なお、機構法に規定する業務（第10条及び附則第7条）は限定的であり、法に定める業務の範囲を超えるような業務を実施できる余地はなく、新た



な業務を実施する場合は、機構法の改正が必要であり、改正後中期目標・中期計画の変更を行うこととなります。

2. 意見交換会の他のご質問に対する補足について

(1) 機構業務の資金（財源）の主務省について

機構業務について、地球環境基金事業の主務大臣は、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣であり、建設譲渡事業は環境大臣と国土交通大臣で、その他の業務及び管理業務は環境大臣です。

基金の運用収入等の財源を除く国からの機構への財源措置については、環境省の一般会計によるものがほとんどで、建設譲渡事業については国土交通省の都市公園事業費補助金で措置されています。

(2) 地球環境基金事業の重点化について

地球環境基金事業による重点化等については、環境省が定める中期目標を達成するため、機構で定めた中期計画に基づき、対象地域及び対象事業の重点化等を図っています。

別添に、環境保全活動を行う民間団体への助成を行う際の「募集案内」を添付いたしますので、ご参照ください。

なお、機構ホームページで活動報告を掲載しています。

<http://www.erca.go.jp/jfge/index.html>

(3) 建設譲渡事業の廃止について

1. (1) で記載した特殊法人等整理合理化計画における環境事業団が実施していた建設譲渡事業については、次のとおりとなっています。

①集団設置建物建設譲渡事業

○現に事業実施中のものを除き廃止する

②緑地整備関係建設譲渡事業、産業廃棄物処理施設建設譲渡事業

○一定期間経過後、廃止を含めて見直しを行う。

この計画に基づき、独立行政法人環境再生保全機構法附則第7条第1項第1号により、本法の施行前に開始されたものを行うことと規定され、新たな事業は行えないこととなったものです。

日本学術会議の主な国際活動

